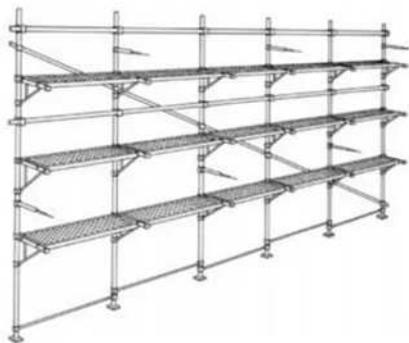


労働安全衛生規則（足場関係） が改正されました！

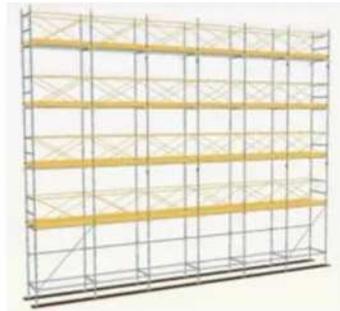
1 一側足場の使用範囲を明確化

主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生していることを踏まえ、**本足場を使用するために十分な幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。**

ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例



本足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実にされるようにするため、**点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。**



釧路労働基準監督署

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに**記録及び保存すべき事項**（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、**当該点検者の氏名を追加**するもの。

4 施行日

- 1（一側足場関係）については、令和6年4月1日
- 2及び3（点検関係）については、令和5年10月1日

5 その他（参考）

本改正後の条文及び併せて改正された「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

- ・改正条文



(<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H230314K0010.pdf>)

- ・足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱



(<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230316K0010.pdf>)

お問い合わせ

釧路労働基準監督署 第2・3方面 電話 0154-45-7836